

社会の秩序を決めるのは法則か規範か

吉田民人

私の社会学者としての終生の課題の一つは次のようなものでした。社会の秩序は、時代や地域その他によって変わることのない普遍的な「法則」によって決まるのか、それとも時代や地域その他によって様々な形をもち概して普遍的とはいえない倫理や規範、慣習や法によって決まるのか。後者の見方を一言で要約するのは困難ですが、かりに「規範」という表現で代表させるなら、法則か規範かという問題になります。

ここで興味深い事実を四つばかりお話したいと思います。第一に、欧米語、例えば英語でいうなら「Law」という言葉は、その語源からすれば「置かれたもの・定められたもの」という意味をもち、もともと世界を創造した「神のデザイン」や「神の掟」とされています。したがって、Law は法則でもあり同時に規範でもあるわけです。そのためもあってか欧米人は、日本人ほど「法則」と「規範」の区別に鋭敏であるとはいえないようです。第二に、平均的な日本人の「常識知」からすれば「世間の秩序は世間の約束ごと」であり、「社会法則」といった発想は、むしろ世界のあらゆる領域で「法則」を定立するという近代科学の要請に沿って「社会の科学的研究」という専門職が導入した「科学知」だということになります。その結果、社会学者は「規範としての社会秩序」という生活者として馴染んだ常識知と「法則としての社会秩序」という研究者としてコミットすべき科学知との間で引き裂かれることになります。

つづいて第三に、法学者は、法学の目的は「法という規範の解明」であって「法に関する法則の定立」であるとは考えていないようです。だが、それと正反対に経済学者の大半は、経済学の目的は「経済法則の定立」であると確信しているようです。こうして又エ的な社会学者は法学者と経済学者との間でも引き裂かれることになるわけです。第四に、日々の研究現場で「物理

法則やその境界条件・初期条件」を念頭に置かないような物理学者はいないと聞きます。しかし社会学者の場合、調査の現場で「社会法則」に思いを致す人はいないでしょう。大部分の社会学者は研究対象となる社会や人々の倫理や慣習や法規、要するに広い意味での「社会規範」に着目するのです。その結果、社会学はそれでも法則定立科学か、と物理学者から揶揄される始末です。

若い頃の私は、「社会秩序は約束ごと」という世間的常識ではなく「社会学は法則定立科学だ」とする学界の職業的常識に従って研究を始めました。だが、すべての学問領域にかならず見つかる「経験的一般化命題」、つまり一定の時代や地域等々に当てはまる統計的・計量的な「経験法則」は多々ありますが、普遍的な物理法則に対抗できるような普遍的な社会法則は見つかりません。一步を進め「規範を説明する法則がある」と考えても、事態は改善の兆しを見せません。こうして社会学は本当に法則定立科学なのかという疑問は深まるばかりです。もっともそれは、多種多様な基本的にいわば適用地域と適応期間の限定された「経験法則の発見」だけを重視する統計的・計量的社会学の実証派からすれば、悩む必要のない無意味な悩みだということになります。

ところで、この問題にまさしく衝撃的な解決の糸口を与えてくれたのが、二十世紀半ばにワトソンとクリックが解明したゲノムの発見でした。生物の秩序は「物理法則とその境界・初期条件」に還元できる、あるいは未知の「生物法則とその境界・初期条件」で決まるという従来の考え方が斥けられ、生物の秩序は「ゲノムがもつ情報やプログラム、ならびにその細胞内外・生体内外の境界・初期条件」によって決まる、という新しい生物理論が誕生したのです。ここで私の学問的直感ないしはアナロジー思考は次のように問いかけます。変化しない「生物法則」ではなく変化する「生物の設計図」とされる「ゲノム情報」は、変化しない「社会法則」ではなく変化する「社会の設計図」ともいうべき「社会規範」の、自然史のなかで二十世紀中葉まで長

らく発見されず日の目を見ずにいた先行形態、つまり「秩序原理の進化の missing link（一つの系列を完成するうえで欠けている部分）」ではないのか。全自然の秩序の原理を法則概念一本に絞る正統派の「法則一元論」では、秩序の「原理」が進化するという発想は皆無といってもよいでしょう。だが、私は「秩序原理の進化」という着想を導入しました。問題は一挙に走りはじめます。変化しない物質界の「法則」に対置して、生物のゲノムや社会の規範や芸術の様式や工学的設計図やコンピュータのプログラムなどをすべて包括しうる新しい秩序原理、つまり変化しうる秩序原理として「プログラム」という言葉を徹底的に拡張解釈することにしました。生物界は物質科学法則で秩序化される物質界を材料にして、DNA を用いた遺伝的プログラムで構築される。人間界はその物質界と生物界を材料にして、言語を用いた文化的プログラムでやはり構築されるという新しい自然観と科学論を構想したのです。その際、どの秩序原理においても、物質科学や生物科学でいう「境界・初期条件」、人文社会科学でいう「文脈的要因」は秩序原理の作用を規定する重要な補完要因です。

残された大問題は、少なくとも四つありました。第一に、伝統的な人文学的「記号論」を「記号進化論」として拡大再編成し、生物的プログラムはシグナル記号を用いた「信号性プログラム」であり、人間的プログラムはシンボル記号を用いた「表象性プログラム」であると区別しました。設計図に使われる「記号の進化段階」が違うという枠組みです。第二に、「経済法則」なるものは、やはり法則ではなく、「ホモ・エコノミクス」と名づけられた理念的な経済人に仮託された「経済合理的プログラムとその派生効果や合成効果」の数理的、計量的、あるいは計算機シミュレーションによる解析に関わるものだけということになります。第三に、「経験法則」とは、物質科学法則と生物的プログラムと人間的プログラムという三つの秩序原理、ならびにそれらの境界・初期条件や文脈的要因の合成効果によって与えられると解釈されます。三つの秩序原理や文脈要因の合成効果への寄与の在り方は、ケー

スによって様々です。

最後に第四として、生物的・人間的プログラムの歴史的変容については、ダーウィンが提唱した「変異と選択」という巧妙な枠組みを一般化します。「プログラムを説明する法則」という発想に代わるものです。まず「変異」はゲノムの突然変異に限られず、人間界の表象的プログラムの無自覚的・自覚的、意図的・無意図的な変異をすべて含み、他方、「選択」はゲノムの自然選択に限られず、人間界の表象的プログラムの無自覚的・自覚的、無意図的・意図的な事前・事後のすべての「主体的選択」を意味することになります。自然発生的な倫理や慣習と、人為制定的な実定法との相違、あるいは自生的な経験的技術と、計画的な科学的技術との相違は、プログラムの「変異様式と選択様式」の相違に帰着するという事です。計算機プログラムはゲノムという全自然の原型的プログラムの逆の極にある、もっとも人工的なプログラムだということになります。

「規範すなわち人間界の設計図」と「ゲノムすなわち生物界の設計図」との学問的異分野交流によって触発された以上のような科学思想は、十七世紀以来の正統的な科学思想とは随分異なっています。けれども、「自然科学」として一括され科学哲学の立場からは相互に区別されてこなかった物質科学と生物科学も、前者は「法則定立科学」であるが、後者は物質科学法則を「不可欠の支援条件」かつ「不可避の制約条件」として成立する「プログラム解明科学」という科学論が台頭しています。自然科学の真っ只中で、つまり物質科学と生物科学の間ですら、一つの科学哲学的な亀裂が走ったのです。

この新しい科学思想は第十八期日本学術会議で提出されましたが、過去三百年つづいた正統派の科学思想は、とりわけ自然科学者の間で、いまなお磐石の重みをもっています。新しい科学思想が科学者コミュニティの公式見解として受け入れられるかどうかの最終的決着には、なお相当の時間を要すると思われます。しかしながら、「新しい事実の発見」と「新しい理論の発明」

とは、かりにそれが後日あるいは後代になって全面否定されることになるとしても、一回限りの掛替えのない研究者人生を送る人間にとって、まさに生きることの醍醐味であると感じられる老境の昨今です。